秋田市公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第57条の２第１項の規定に基づき、秋田市旭川筋土地改良区から認可申請のあった泉堰頭首工管理規程について、令和７年４月17日に認可したので、同条第４項の規定に基づき、次のとおりその概要を公告する。

令和７年４月23日

秋田市長　沼　谷　　純

１　趣旨

この規程は、秋田市旭川筋土地改良区が管理する泉堰頭首工について、土地改良施設の維持管理計画書第３条第２節に基づき、頭首工の管理に関し必要な事項を定めたものである。

２　管理者

頭首工管理責任者（以下「管理者」という。）は、この規程の定めるところにより、頭首工を管理する。

３　異例の処置

(1) 管理者は、この規程に定めのない事項を処理しようとするときは、あらかじめ秋田市旭川筋土地改良区理事長（以下「理事長」という。）の承認を得なければならない。

ただし、異常事態の発生により緊急に処理を要するものについては、この限りではない。

(2) (1)のただし書きの場合は、事後速やかに管理者に報告するとともに、その後の措置について指示を受けなければならない。

４　取水

頭首工からの取水は、それぞれの期間において次に掲げる範囲内で気象、水象およびかんがいの状況を考慮しつつ、受益地の必要な水量を取水する。

期　間	５月１日から ５月10日まで	５月11日から ８月31日まで	９月１日から ４月30日まで
取水量	0.1168㎥／s	0.0584㎥／s	0.0292㎥／s

5　取水時の水門の操作

(1) かんがい用水の取水を行うときは、頭首工の水位および取水量に応じて、水門の開度を調節して行う。

(2) 洪水時における操作の方法は、次に掲げるときは速やかに取水の停止又は減量のための操作を行う。

ア　用水路からの溢水が予想されるとき。

イ　湛水被害が発生するおそれがあるとき。

ウ　その他内水被害が発生するおそれがあるとき。

6　点検および整備

管理者は管理のために必要な設備およびこれらの操作のために必要な資材を良好な状態に保つための点検および整備を行わなければならない。

特に洪水又は暴風雨その他これに類する異常な現象でその影響が堰に及ぼす事案が発生したときは、その発生後速やかに堰の地点の点検を行い、堰に関する状態が早期に発見されるようにしなければならない。

7　監視

管理者は頭首工およびその周辺について常に監視を行い、その維持管理および保全に支障を及ぼす行為の取締りならびに危険防止に努めなければならない。

8　洪水警戒体制

この規程において洪水警戒体制とは、次に該当する場合をいう。

秋田地方気象台から関係地域に対し、降雨に関する注意報又は警報が発せられたときから、これらの注意報又は警報が切り替えられるまでの間

9　洪水警戒体制時における措置

管理者は、８の規定により洪水警戒体制をとったときは、次に掲げる措置をとらなければならない。

(1) 水門の点検整備に関し必要な措置

(2) 関係市町村、土地改良区その他関係機関との連絡ならびに気象および水象に関する観測ならびに情報の収集を密に行う。

(3) 常に河川の流量および水位に注意し、操作の万全を期す。